

「町内会・自治会の法人化」
の手引き

令和6年3月

京 都 市

目 次

I	制度の概要	
1	趣旨	1
2	主な内容	2
	(1) 申請できる団体	2
	(2) 法人化により生じる権利義務	2
3	申請手続き	3
	(1) 総会の開催	3
	(2) 申請	3
4	認可	6
5	告示	6
6	台帳	6
7	印鑑登録	6
8	各証明書の交付	7
	(1) 認可地縁団体証明書	7
	(2) 認可地縁団体印鑑登録証明書	7
9	団体における定期的な事務	7
	(1) 通常総会の開催	7
	(2) 財産目録・構成員名簿	8
10	規約の変更（P 2 3 参照）	8
11	告示事項の変更（P 2 4 参照）	8
12	認可の取消	8
13	課税関係	9
14	営利活動	9
15	留意点	9
16	市との関係	9

II 申請要領

申請要領	10
1 申請書	11
2 規約	12
3 議事録	20
4 構成員名簿	21
5 就任承諾書	22
6 規約変更許可申請書	23
7 告示事項変更届出書	24
8 認可地縁団体証明書交付請求書	25
9 認可地縁団体印鑑登録申請書	26
10 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	27

I 制度の概要

1 趣旨

いわゆる町内会・自治会は、任意の自主的な組織（権利能力なき社団）であることから、団体名義で集会所等の不動産登記をすることができないため、町内会長や複数の役員の個人名義で登記していたことから、下記のような問題が生じていました。

- ① 登記名義人の債権者が不動産を差し押さえ、競売してしまった。
- ② 登記名義人が死亡した場合に、相続人との間で所有権の争いが生じた。
- ③ 登記名義人が死亡した場合に、相続人が多数いたり遠隔地に居住していたりして手続が遅延した。
- ④ 多人数の共有で登記しているため、登記名義人が転出すればその都度登記しなければならない。
- ⑤ 多人数の共有で登記しているため、移転登記が行われないうちに相続人が特定できなくなってしまった。

こういった問題に対処するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、町内会・自治会を法人化することにより、団体名義で登記することができるようになりました。

また、令和3年5月の地方自治法改正により、認可地縁団体の認可の目的について、不動産等の保有を前提としないものに見直し、地縁による団体は、不動産等の保有及び保有の予定の有無に関わらず、高齢者等への生活支援や地域交通の維持、地域の特産品開発、マーケット運営等の地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることができるようになりました。

— 地方自治法第260条の2第1項 —

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

— 地方自治法第260条の2第2項 —

前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

1. その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
2. その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
3. その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
4. 規約を定めていること。

2 主な内容

(1) 申請できる団体

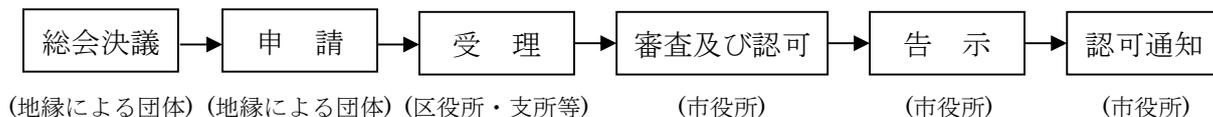
申請できる団体は、一定の区域に住所を有する「つながり」（地縁）に基づいて組織された「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」を行っている町内会・自治会等の「地縁による団体」であり、青年団や婦人会のように、性別や年齢などの条件がある団体、活動目的がスポーツや芸術などの限定的に特定されている団体は申請できません。

(2) 法人化により生じる権利義務

「地縁による団体」として認可されると、規約の目的の範囲内において、法律上の権利義務が生じます。

- ① 団体名義で不動産登記等を行うことができる。
(不動産登記手続きについては法務局に問い合わせてください。)
- ② 収益事業は、規約に定められた目的の範囲内に限られる。
- ③ 少なくとも年1回は総会を開催すること等、地方自治法の条文が適用される。

3 申請手続き



(1) 総会の開催

認可を受けようとする「地縁による団体」は、総会を開いて認可を申請することを決定する必要があります。

総会は、これまでにある規約に基づいて開催してください。規約を設けていない場合や、規約があっても総会の招集手続や議決方法が定められていない場合は、地方自治法の認可地縁団体の規定を類推適用して総会を開催し、決定してください。

総会では認可申請を行う意思決定以外に、規約や構成員、代表者など申請に必要な事項について決定してください。

(2) 申請

「地縁による団体」の代表者が、申請書に次の書類を添えて区役所・支所まちづくり推進担当等へ提出してください。

ア 申請書（P 1 1 参照）

様式を定めていますので、それにしたがって記載してください。

イ 申請書に添付する書類

① 規約

規約には、次の8項目を定める必要があります。

なお、これら以外の事項が記載されていてもかまいません。

規約の例を掲載（P 1 2～1 9）していますので、参考にご覧ください。

* 目的

「地縁による団体」の権利能力の範囲が明確にわかるように、活動内容をできるだけ具体的に定めてください。

<活動例>

構成員相互の連絡、福利・厚生、文化・体育・防火・防犯・交通安全等の活動、集会所の維持・管理ほか

* 名称

団体の名称について地方自治法上の制限はありませんが、他の法令によって名称の独占規定がある場合は留意する必要があります。

また、既存の法人と誤認されるおそれのあるものは使用しないでください。

* 区域

区域は、当該「地縁による団体」が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければなりません。

〇〇町全域、〇〇町〇〇番地から〇〇番地まで、〇〇川以北等で表してください。

* 主たる事務所の所在地

「地縁による団体」は、主たる事務所を定める必要があります。

主たる事務所の所在地は、「地縁による団体」の住所にあたるものであり、集会所の所在地又は会長宅となります。

* 構成員の資格に関する事項

区域に住所を有するすべての個人が「地縁による団体」の構成員となり得ること及び正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを定めなければなりません。

会社や組合等の法人は正会員にはなれません（議決権がない）が、賛助会員となることはできます。

* 代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委任する事務等について定めてください。

*** 会議に関する事項**

総会・臨時会の招集方法、議決方法等について定めてください。

*** 資産に関する事項**

資産の構成や管理方法等について定めてください。

- ② 認可を申請することについて総会で決議したことを証する書類（P 20 参照）
認可申請について決議した総会議事録で、議長及び議事録署名人が署名等をしたものの写しです。
- ③ 構成員の名簿（P 21 参照）
構成員の名簿は、個人単位に氏名、住所を記載したものです。世帯ではなく、個人単位の名簿であることに注意が必要です。
区域に住所を有する相当数の住民が構成員でなければ認可されません。一般的に、その区域の住民の過半数が構成員となっている場合には、この要件を満たすものと考えられます。
- ④ その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類。
前年度の事業・決算報告書、当該年度の計画書・予算書等がこれらの書類にあたります。
- ⑤ 申請者が代表者であることを証する書類（P 20、22 参照）
申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録（議長及び議事録署名人の署名等のあるもの）の写しと、申請者が代表者となることを受託した旨の承諾書（申請者本人の署名等のあるもの）の写しが必要です。

(参考資料)

⑥ 区域を明示した地図

住宅地図や公図等に区域を色ペン等で囲んだものを提出してください。

4 認可

申請された書類を審査し、地方自治法第260条の2第2項でいう要件等が満たされていれば認可されます。

5 告示

認可後、市長は速やかに告示します。

この告示がなければ第三者に対抗できません。

<告示事項>

①名称、②規約に定める目的、③区域、④主たる事務所、⑤代表者の氏名及び住所、⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無、⑦代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）、⑧解散事由、⑨認可年月日

6 台帳

告示と同時に、台帳を作成します。

台帳は、法人登記制度で言う法人登記簿、商業登記簿に代わるものとして作成するものであり、永久保存されます。

7 印鑑登録

認可地縁団体の代表者等の印鑑を登録することができます。原則として、印鑑登録を受けようとする方が、自ら申請してください。

なお、印影の大きさは1辺の長さが8ミリメートルの正方形に収まらない、かつ、1辺の長さが30ミリメートルの正方形に収まるものに限りです。

また、印鑑登録後に代表者等の告示事項の変更がある場合、その都度新たな代表者等での印鑑登録が必要となります。

8 各証明書の交付

各証明書の交付手数料は1通につき350円です。

各証明書の交付は、文化市民局地域自治推進室地域づくり推進担当又は各区役所・支所地域力推進室まちづくり推進担当で行います。郵便によって証明書の送付を求めるときは、返送用の郵送料が必要です。

不動産の登記に当たっては、必要書類を法務局に確認のうえ、各証明書を取得いただきますようお願いします。

(1) 認可地縁団体証明書

認可地縁団体証明書交付請求書（P25参照）による請求に基づき、認可地縁団体台帳の写しを交付いたします。

なお、認可地縁団体証明書は、どなたでも交付請求することができます。

(2) 認可地縁団体印鑑登録証明書

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（P27参照）による申請に基づき、認可地縁団体印鑑登録証明書を交付いたします。

なお、印鑑登録の証明は、原則として、登録を受けている方が自ら申請してください。

9 団体における定期的な事務

(1) 通常総会の開催

少なくとも毎年1回、通常総会を開く必要があります。

ただし、以下のような場合には、総会を開催せず書面による決議を行うことができます。（規約に定めのない場合に限る。）

- ・ 構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議を行うことができる。
- ・ 総会で決議する事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があった場合は、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

(2) 財産目録・構成員名簿

認可を受けるとき及び毎年初めの3ヶ月以内（ただし、事業年度を設けるものはその年度の終了後3ヶ月以内）に、財産目録（保有資産、流動資産等）を作成し、常に事務所に備えておくことが必要です。

また、構成員名簿も備えておき、移転等構成員に変更があったときは、訂正することが必要です。

10 規約の変更（P 2 3 参照）

規約を変更する場合は規約変更認可申請書を提出し、市長の認可を得なければなりません。

規約に別段の定めがある場合を除き、総構成員の4分の3の同意を得て変更することができます。

なお、申請書の添付書類として、①規約変更の内容・理由を記載した書類、②規約変更を総会で議決したことを証する書類（議事録）が必要です。

規約の変更が、告示事項の変更（目的等）を伴う場合は、規約の変更の認可後、告示事項の変更届が必要です（告示事項は「5 告示」を参照）。

11 告示事項の変更（P 2 4 参照）

告示された事項に変更があった場合は、「告示事項変更届出書」を提出しなければなりません。

変更する内容については告示を行い、同時に台帳の記載事項も変更します（告示事項は「5 告示」を参照）。

なお、申請時の添付書類として、「変更があったことを証する書類（議事録）」を提出してください。代表者が変更する場合は、就任承諾書も提出してください。

12 認可の取消

「地縁による団体」が認可要件のいずれかを欠いた場合、又は不正な手段により認可を受けたときは、認可を取り消されることがあります。

13 課税関係

法人税・その他法人税に関する法令の規定の適用については、公益法人と見なされます。このため、事業収益がある場合は、課税対象となることがあります。

詳細は関係機関に問い合わせてください。

<関係諸税>

法人税、消費税、登録免許税、印紙税、法人府民税、法人事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、法人市民税、事業所税、特別土地保有税

14 営利活動

認可を受けた「地縁による団体」は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものであり、営利活動等を行う場合においても、規約に定める目的を達成するために必要な範囲内に限定しなければなりません。

その活動を行うにあたっては、地域における商工会議所等を含め、公共的団体等の活動を尊重し、できるだけ連携を図ることに努める必要があります。

15 留意点

- ・ 認可を受けた団体は、行政組織の一部となるものではありません。
- ・ 認可を受けた団体は、民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対して不当な差別的取り扱いをしてはなりません。
- ・ 認可を受けた団体は、特定の政党のために利用してはなりません。

16 市との関係

市には認可を受けた団体に対する一般的監督権限はありませんので、認可の前後で市と町内会・自治会との関係は変わるものではありません。

Ⅱ 申請要領

申請書等の具体的な記載方法や規約の見本等について例示していますので、参考にしてください。

規約はあくまで一つの例示ですが、8項目の必要事項については必ず定めてください。また、地方自治法の条文の内容と異ならないように留意してください。

その他の項目について定められることは差し支えありません。

- 1 申請書
- 2 規約
- 3 議事録
- 4 構成員名簿
- 5 就任承諾書
- 6 規約変更認可申請書
- 7 告示事項変更届出書
- 8 認可地縁団体証明書交付請求書
- 9 認可地縁団体印鑑登録申請書
- 10 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

申請書様式（第十八条関係）

年 月 日

京都市長 あて

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地 京都市 区 町 番地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 京都市 区 町 番地

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

【★は記載必要事項ですので必ず明記してください】

〇〇〇町内会規約

第1章 総則

(名称) ★

第1条 この会は、〇〇〇町内会と称する（以下「会」という。）。

(主たる事務所の所在地) ★

第2条 会の事務所は、京都市〇〇区〇〇町〇〇番地 〇〇集会所内に置く。

会長宅でもよい

(区域) ★

第3条 会の区域は、次のとおりとする。

京都市〇〇区〇〇町〇〇番地から〇〇番地までの区域

区域が明瞭にわかるならば、「〇〇
通以北」という書き方でもよい

第2章 目的及び活動

(目的) ★

第4条 会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) レクリエーション、運動会、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関する事。
- (2) 葬儀等の際の互助に関する事。
- (3) 交通安全、防犯、防火等に関する事。
- (4) ごみ処理、排水など保健衛生に関する事。
- (5) 所有する資産の維持管理及び運営に関する事。
- (6) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関する事。

第3章 会員 ★

(会員の資格)

第5条 会の会員の資格は、次のとおりとする。

- (1)正会員 第3条に定める区域内に住所を有する個人
- (2)賛助会員 第3条に定める区域内に事務所を有する法人等

(入会)

第6条 会に入会しようとするものは、会長に届けなければならない。

- 2 会は、正当な理由がない限り、第3条に定める区域に住所を有する個人の入会を拒んではならない。

(脱会)

第7条 会員の脱会は、次の場合とする。

- (1) 本人の申出があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 住所を区域外に移したとき。

第4章 役員 ★

(役員)

第8条 会に、次の役員をおく。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 〇名
- (3)書 記 〇名
- (4)専門部長 〇名
- (5)会 計 〇名
- (6)監 事 〇名
- (7)組 長 〇名

(選任)

第9条 会長、副会長、書記、専門部長、会計、監事及び組長（班長）は、総会でこれを選任する。

(職務)

第10条 会長は、会を統括し、会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は会長が欠けたときはあらかじめ会長が指定した順序で、職務を代行する。

3 書記は、会務を記録し、会の内外への連絡及び広報を行う。

4 専門部長は、各専門部をまとめ、専門の業務を行う。

5 会計は、会の出納事務を処理し、必要な書類を管理する。

6 監事は、別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 会の財産の状況を監査すること。

(2) その他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときには、総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要のあるときは、総会の招集を請求し、又は招集すること。

7 組長は、組をまとめ、代表して、会務に協力する。

(任期)

第11条 会の役員の任期は、〇年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により、選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

第5章 組織

(専門部)

第12条 会に次の専門部を置く。

- (1) ○○部
- (2) ○○部
- (3) ○○部
- (4) ○○部

(組)

第 13 条 会の運営を円滑に行うために、会を小単位に分けた組を置く。

2 組は、会員の中から組長を選出する。

第 6 章 会議 ★

(会議の構成)

第 14 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

3 専門部会は、各専門部会の正会員をもって構成する。

(招集)

第 15 条 通常総会は、毎年○回開催し、毎年度決算終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、正会員の 5 分の 1 以上の請求があったとき、又は役員会において総会開催の決議があったときは、その請求があった日から○日以内に会長が招集する。

3 総会の招集は会員に対し、その会議の目的、内容、場所、時間を示し、少なくとも 5 日前に通知する。

4 役員会は、必要に応じ、会長が招集する。

5 専門部会は、各専門部長が招集する。

「5 分の 1」の定数は変更できるが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要がある

(決議事項)

第 16 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 活動計画、活動報告の承認
- (2) 予算、決算の承認
- (3) 資産管理報告の承認

- (4) 会費改定の承認
- (5) 規約の改定
- (6) 役員を選出
- (7) その他、会の重要事項に関する事

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 専門部会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員会に付議すべき事項
- (2) 会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会、役員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(表決権)

第 17 条 正会員の表決権は、平等とする。

(定足数)

第 18 条 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

- 2 役員会、専門部会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。
- 3 ただし、やむを得ない事情で出席できないものは、委任状又は表決書面の提出により、出席者の数に加えるものとする。

(議長)

第 19 条 総会の議長は、正会員の中から選出し、役員会及び専門部会は、それぞれ会長及び専門部長が議長となる。

(議決)

第 20 条 総会、役員会及び専門部会における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(総会の議事録)

第 21 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び開催場所
- (2) 総会員数及び出席会員数（委任状・表決書面提出者を含む）
- (3) 議事録署名人指名（選出）に関する事項
- (4) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (5) 議事の審議の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長及びその会議において指名（選出）された議事録署名人が署名等を行わなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産) ★

第 22 条 会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 協賛金
- (4) 財産目録記載の財産
- (5) その他

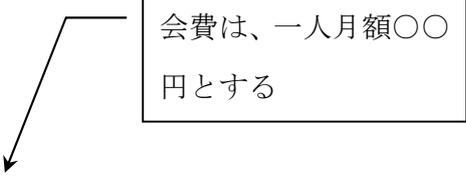
(会費)

第 23 条 会の会費は、毎月徴収することとし、その額は細則で定める。

2 会費は、各組において徴収し、組長がまとめて毎月〇〇日までに会計に納入するものとする。

(資産の管理)

第 24 条 会の資産は、会長が管理し、その管理方法は役員会の議決による。



会費は、一人月額〇〇
円とする

(経費の支弁)

第 25 条 会の経費は、資産をもって支弁する。

2 正会員には、細則で定める額の弔慰金を支払うことができる。

(会計及び資産台帳の整備)

第 26 条 会の収入及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。会員が、帳簿の閲覧を請求したときは、応じなければならない。

(予算及び決算)

第 27 条 会の収支予算は、会計年度内におけるすべての収入及び支出の予定を計上し、総会の決議により定める。

2 収支決算は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内にその年度末における財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 28 条 会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 雑則

(規約の変更)

第 29 条 この規約は、総会において会員の 4 分の 3 以上の同意を得、京都市長の認可を受けなければ変更することができない。

(書類及び帳簿の備付等)

第 30 章 会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員の名簿
- (4) 財産目録
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

「4 分の 3」の定数は変更できるが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることは慎重であるべき

(6) 役員会及び総会の議事に関する書類

(7) その他必要な書類及び帳簿

(細則)

第 31 条 この規約の施行についての細則は、役員会の決議を経て別に定める。

附 則

この規約は、○年○月○日から施行する。

総会議事録

1 開催日時 年 月 日

2 開催場所

3 会員総数 名

4 定足数 名

5 出席者数 名

内訳 本人出席 名

委任状出席 名

6 議案

(1) 議長選任の件

定刻に至り、本日の総会は定数を満たしたので、有効に成立した旨を告げ、議長の選任方法を諮ったところ、満場一致を持って を議長に選出した。

(2) 地方自治法第260条の2の「地縁による団体」認可の件

.....

(3) 規約に関する件

.....

(4) 構成員に関する件

.....

(5) 代表者の決定に関する件

.....

(6) 資産に関する件

.....

(7) 事業計画及び収支予算に関する件

.....

(8) 議事録署名人に関する件

.....

以上この議事録が正確であることを証する。

年 月 日

議長

議事録署名人

議事録署名人

就 任 承 諾 書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇町内会の代表者に就任することを承諾します。

住 所 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇〇〇

申請書様式（第二十二條関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

京都市長あて

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇〇

所在地 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇〇〇

住 所 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

届出書様式（第二十条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

京都市長あて

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇〇

所在地 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 〇〇〇〇

住 所 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更あった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

認可地縁団体証明書交付請求書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） (電話 — —)

地方自治法第260条の2第12項の規定により、下記の地縁による団体に係る同条第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求します。

記

地縁団体の名称
主たる事務所の所在地
通数（件数）

認可地縁団体印鑑登録申請書

(あて先) 京都市長		年 月 日
代表者欄 (押印箇所は実印)	住 所	
	氏 名 ⑩	

京都市印鑑条例第16条の規定により印鑑の登録を申請します。		
認可地縁団体の 名称		印 影
認可地縁団体の 事務所の所在地		
印鑑登録を受けようとする者	登録の資格	<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 職務代行者 <input type="checkbox"/> 仮代表者 <input type="checkbox"/> 特別代理人 <input type="checkbox"/> 清算人
	住 所	
	氏 名	

- 注1 該当する□には、印を記入してください。
- 2 代表者本人が申請するときは、「印鑑登録を受けようとする者」の欄のうち住所及び氏名については、記入する必要はありません。
- 3 総会等で代表者が変わった後に、団体の印鑑登録証明書を必要とする場合に、こちらの申請書の提出が必要です。
- 4 添付書類として、代表者欄に押印いただく実印の「印鑑登録証明書」が必要になります。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

(あて先) 京都市長		年 月 日
申請者	<input type="checkbox"/> 本人	住所
	<input type="checkbox"/> 代理人	氏名

京都市印鑑条例第21条の規定により印鑑登録証明書の交付を申請します。		
認可地縁団体の名称		印 影
認可地縁団体の事務所の所在地		
印鑑登録を受けている者	登録の資格	<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 職務代行者 <input type="checkbox"/> 仮代表者 <input type="checkbox"/> 特別代理人 <input type="checkbox"/> 清算人
	住所	
	氏名	
必要な証明書の枚数		枚

- 注1 該当する□には、印を記入してください。
- 2 代表者本人が申請するときは、「印鑑登録を受けている者」の欄のうち住所及び氏名については、記入する必要はありません。
- 3 こちらの申請をする前に、総会等で代表者の変更があった場合は別で「認可地縁団体印鑑登録申請書」の提出が必要です。